

お知らせ

笠松川まつり・笠松町民大運動会の開催中止 ー令和4年度開催中止と令和5年度開催に向けてー

毎年8月15日に笠松みなど公園一帯で開催している「笠松川まつり」は、近隣の類似イベントの開催状況や新型コロナウイルス感染防止策などを総合的に判断し、今年度の開催を見送ります。

また、10月の「笠松町民大運動会」は、現状のコロナ禍において、町民の皆さんに安心して運動会に参加いただくことは困難であるという判断のもと、開催を見送ることとなりました。

今後につきましては、ウィズコロナ・アフターコロナを見据え、長年愛される川まつりと町民大運動会がこれまで以上に多くの方が楽しめる内容になるよう、来年度の開催に向けて検討を進めます。

より良いイベント開催のため、ご理解ご協力をお願いします。

【笠松川まつり】かさまつまちづくりイベント実行委員会(企画課内) ☎388-1113

【笠松町民大運動会】笠松町民運動会実行委員会(笠松中央公民館内) ☎388-3231



児童扶養手当現況届の提出を

児童扶養手当を引き続き受給できるかを確認するため、受給者の方に毎年8月に「現況届」を提出していただきます。

該当の方へは案内文書を送付します。

この現況届の提出がない場合、11月以降の手当の支給を停止しますのでご注意ください。

児童扶養手当とは

父母の離婚、父(母)の死亡、未婚などにより父(母)と生計を共にしていない母子(父子)家庭などで18歳以下(誕生日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給される手当です。

提出期限 8月31日(水)

提出先 福祉子ども課

☎福祉子ども課 ☎388-1116

第11回 特別弔慰金

戦没者などの遺族に対する弔慰金の請求を受け付けています。

請求期限を過ぎると、弔慰金を受け取れなくなりますので、ご注意ください。

対象者

戦没者などの死亡当時の遺族で、令和2年4月1日において遺族年金などを受け取らない場合に、先順位の遺族1人に対して支給

支給額 額面25万円

※5年償還の記名国債により、令和3年4月15日以降に毎年1回、年5万円ずつの支払い

請求期限 令和5年3月31日(金)

☎福祉子ども課 ☎388-1116

全国一斉情報伝達試験

地震や武力攻撃などの災害時に、国から送られてくる緊急情報を、全国瞬時警報システム(Jアラート)により皆さんにお伝えするための試験を行います。この機会に災害発生時の行動を再確認するとともに、平常時の備えについて家庭内で話し合しましょう。

日時

8月10日(水) 午前11時ごろ

放送内容

「これはJアラートのテストです」と放送されます。

伝達方法

各家庭の戸別受信機と屋外スピーカーから試験放送が流れます。

☎総務課 ☎388-1111

わたしたちにできること

それは「快適なオフィス環境」につながるご提案のすべてです

中部事務機株式会社

本社 岐阜市都通1丁目15番地 ☎(058)251-7191
大垣支店 大垣市築捨町5丁目69番地1 ☎(0584)89-0711
東濃支店 可児市羽崎495番地1 ☎(0574)62-8490

ごみ・粗大ごみの回収

(株)高島衛生

*笠松町許可業者
岐阜市平成6-110

☎058-248-0089
<http://www.t-eisei.co.jp>

